

公益財団法人愛媛の森林基金賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛の森林基金（以下「基金」という。）定款第45条の規定に基づく賛助会員に関する必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 基金の趣旨に賛同する者は、愛媛の森林基金ホームページ上から申込を行い、かつ入金した後、賛助会員となることができる。

(会費)

第3条 賛助会員は、毎事業年度1口以上の会費を基金に納入するものとする。

1口 5,000円

2 年度途中に入会した場合でも賛助会員は全額を納入するものとする。

3 納入された賛助会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(使途)

第4条 賛助会員から納入があった会費については、全て公益目的事業の財源とする。

(賛助会員への情報提供等)

第5条 基金は、賛助会員に対し、次のとおり情報を提供することができる。

(1) 研究会、講演、シンポジウム等の案内

(2) 情報誌の配布

(退会)

第6条 賛助会員は、何時でも賛助会員退会届（別紙様式1）を理事長に提出することにより退会することができる。

2 賛助会員は、死亡又は解散によって退会する。

3 正当な理由なく賛助会費を2年以上納入しない賛助会員は、退会したものとみなす。

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 61 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。